- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

被告が平成4年4月13日付で原告に対してした労働者災害補償保険法による遺 族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消す。 事案の概要

本件は、梱包作業員として稼働していた亡P1がその業務に従事中の平成2年3月16日午後2時過ぎころに急性心筋梗塞を発症して間もなく死亡したことにつ P1の妻である原告が、被告に対し、業務上の死亡であると主張して労働者災 害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づき遺族補償給付及び葬祭料の 支給を請求したところ、被告がP1の死亡は業務に起因するものではないとしてこ れを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたため、被告に対し P1の死亡は業務に起因するものであると主張して本件処分の取消しを求めた事案 である。

- 争いがない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実は、 以下のとおりである。
- 原告は、P1 (昭和10年6月2日生)の妻であって、平成2年3月16日当 時、P1の収入によって生計を維持しており、また、P1の葬祭を行う者であっ
- P1は、昭和29年、大日本印刷株式会社の従業員として採用され、その後、 製版会社勤務を経て、昭和60年、大日本印刷株式会社の子会社である大日本京都 物流システム株式会社(以下「本件会社」という。)の従業員となり,以後,同社 の梱包作業員として稼働してきた。
- P1は、平成2年3月16日午後2時過ぎころ、大日本印刷株式会社の京都工 場(以下「京都工場」という。)の包装作業場において包装作業等(以下「本件業 務」という。)に従事していたところ、急性心筋梗塞を発症して突然倒れ、間もなく同所において死亡した。死亡当時、P1は54歳であった。 4 原告は、平成2年6月7日、被告に対し、P1の死亡は本件業務に起因するものであるとして、労災保険法に基づく遺族補償給付及び葬祭料の支給を請求したと
- ころ、被告は、平成4年4月13日付で、業務起因性は認められないとしてこれを 支給をしない旨の本件処分をした。

このため、原告は、本件処分を不服として、京都労働者災害補償保険審査官に対 して審査請求をしたが、同審査官は、平成6年7月22日付で同審査請求を棄却す る旨の決定をした。

そこでさらに、原告は、上記決定を不服として、労働保険審査会に対して再審査 請求をしたが、同審査会は、平成9年8月14日付で同再審査請求を棄却する旨の 裁決をし、同裁決書の謄本は、同年9月6日、原告代理人らに送達された。

- 5 そこで、原告は、平成9年11月27日、本件処分の取消しを求めて本件訴訟 を提起した。
- 争点及びこれに関する当事者の主張
- P1の死亡が本件業務に起因するといえるか。

(原告の主張)

P1が従事してきた本件業務とP1の死亡との間には相当因果関係があり、P1 の死亡は本件業務に起因する。

P1が急性冠症侯群(急性心筋梗塞)で死亡するに至った要因は、本件業務が交 替制勤務(深夜労働)であって,P1にとって過重負荷・過重業務であったこと, しかも、P1の死亡直前である平成2年1月から同年3月までの時期というのは、 本件会社の決算期を控えて非常に過密なスケジュールとなっており、また、本件業 務のうち夜勤については2人体制で行わなければならないものであったため、休みが非常に取りにくい状況にあり、本件業務による疲労が回復せずに蓄積したことにある。P1は、基礎疾病として平成2年1月上旬ころに不安定狭心症を発症してい たが,その症状は軽く,安静を保ち,適切な治療を受けておれば,通常の自然的経 過では死に至る危険性が高いというような状態ではなかった。しかし、前記のよう な状況の下、P1は、それ自体過重負荷であった深夜交替制勤務を含む本件業務に 休暇を取ることなく従事せざるを得なかったものであり、特に死亡直前の1週間に おいて深夜勤務に4日間も従事したもので、その死亡は、本件業務に内在する危険

が現実化したものというべきである。 (被告の主張)

(1) 「過重負荷による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の取扱いに関する報告書」

あたることを指摘するに至っている。 心筋梗塞の発症が業務に起因するというためには、以上のような業務上の過重負荷により基礎疾病が自然的経過を超えて著明に増悪し発症したと医学的に認められることが必要である。

(2)ア P1は、死亡の前日までに、強度の精神的負荷又は緊急に強度の身体的 負荷を強いられる突発的な予測困難な異常事態、急激で著しい作業環境の変化等の 異常な出来事に遭遇したようなことはなかった。

また、本件業務の過重性についてみると、まず、本件業務の作業内容についてみると、まず、本件業務の作業内容についてみると、まず、本件業務の作業内容についても、特に神経を使うような作業はなく単純作業であり、精神的にも肉体的にも通信がかかるものとはいえず、また、交替制勤務という勤務体制についても、その相当低い。また、日常業務としてスケジュールどおり実施されている場合のものであり、P1の就労状況は、2週間単位で昼勤6日、体生のであり、内1の就労状況は、2週間単位で昼勤6日、体生のであり、内1の就労状況は、2週間単位で昼勤6日、体生のであり、体実務が過度であったといえない。以上からすれば、本件業務が過重であったとはいえない。以上からすれば、本件業務が過重であったとはいえない。以上からすれば、本件業務が過重であったとはいえない。

そして、本件業務の業務量・業務内容は、P1の死亡前1週間において特に過重な身体的、精神的負荷と認められるようなことはなく、3日間従事した夜勤については、現実にノルマも与えられず、マイペースで業務に従事できたことから、P1の従事した夜勤業務は、むしろ精神的負荷が昼勤に比べ低下するものであったし、昼勤であった死亡当日も、午後の作業量は少なかった。労働時間についても、P1は、死亡前1週間において、死亡当日を含めて、合計27時間しか就労していなかったものであり、死亡の前日は感冒を理由に有給休暇を取得していた。

以上からすれば、P 1 が特に過重な業務に就労したとはいえない。 ウ P 1 は、その死亡前8か月において、勤務シフトの変更もなく、スケジュール どおり本件業務に従事していたものであり、その間特に過重な身体的、精神的負荷 はなかった。労働時間についても、死亡前8か月において、P 1 は、合計20日間 の休務日を取得しており、かつ、週の労働時間が40時間に満たない週もあり、そ の不足時間数の合計も27時間に達し、時間外労働による身体的疲労は、十分に回 復されていた。

よって、P1には疲労の蓄積もなく、長期間の過剰な業務に就労したとはいえない。

エ P1は、平成2年1月上旬ころから不安定狭心症を発症しており、心筋梗塞に移行しやすい状態にあったから、直ちに入院して治療を受けるべきであったのであ

り、昼勤業務にのみ従事するなど交替制勤務以外の就業条件であったとしても、心 筋梗塞を発症した蓋然性は高かった。

オ Р1は、不安定狭心症に罹患していた上に、ウィルス感染による感冒罹患を契 機に冠動脈内に血栓が生じて冠動脈が継続的に閉塞され,心筋壊死が起こり,その 結果、急性心筋梗塞を発症して死亡した可能性がある。

当裁判所の判断

一 甲1ないし24(枝番を含む。), 乙1ないし53(枝番を含む。), 証人P2, 同P3, 同P4, 同P5及び同P6の各証言, 原告本人尋問の結果(以下「本 件各証拠」という。) 並びに弁論の全趣旨によれば、以下のとおり認められる。 P1は、中学校を卒業後、昭和29年に大日本印刷株式会社に入社し、写真製 版の技術者として約29年間稼働してきたが、所属していた製版部門が昭和58年 に独立して京都製版株式会社となったため、そのころ、京都製版株式会社に再就職 という形で異動し、更に昭和60年には大日本印刷株式会社の子会社である本件会 社に転出した。P1は、昭和63年2月21日以降、本件会社の梱包発送課の特印包装係の労働者として、大日本印刷株式会社の京都工場内で、交替制の深夜勤務を含む本件業務に従事してきた。なお、P1は、過去に、職場の上司に対して交替制 勤務が辛いと訴えて、梱包発送係に配置換えをしてもらったが、すぐに特印包装係 に戻されたことがあった。

本件業務の内容は、グラビア印刷の巻取り製品の包装作業及び倉庫係への運搬 作業である。具体的には、① 未包装の巻取り製品を包装作業場まで運搬し、② 巻取り製品を包装作業台に積み上げ、③ クラフト包装紙またはポリシートで製品を包装し、④ 包装済みの巻取り製品をパレットに積み上げ、⑤ 倉庫係までパレ ット単位で運搬し、また、⑥ 空になったパレットを回収するというものである。 平成2年当時、夜勤時には2人1組で、昼勤時には6人1組でこれらの作業が行わ れていた。対象となる巻取り製品は、平均10ないし20キログラムの重さがあ 特に重いものでは約40キログラム以上の重さのものもあった。巻取り製品を 手渡すための移動にはベルトコンベアが使用されていた。②の作業は、電動式リフ ターが使用されて行われていたが、多品種・小ロットの製品の場合などパレットに 巻数が少ない場合にはセッティングに時間がかかる等の理由で電動式リフターを使 、 参取り製品を手で持ち上げることが度々あった。なお、電動式リフターか ら包装作業台へ巻取り製品を乗せる作業自体は作業員の手で行われていた。また、 ④の作業は、作業員が製品を手で抱えて体ごとお腹の上に乗せるという方法で行っ ており、特に機械等は使用されていなかった。積み上げる高さは大体150センチ メートルから170センチメートルであった。⑤の作業は、包装済みの巻取り製品 をローリフト又はハンドリフトを使用して運搬するというものであり、その途中に は長さ15.5メートル、高低差19センチメートル、傾斜角0.7度の上り勾配の廊下があった。なお、運搬するパレットの総重量は平均1トン前後であった。⑥ の作業は、十数枚の空パレットをローリフト又はハンドリフトを使用して1階の空 パレットが置いてあるところから2階の包装係の場所まで運んでくるというもので あった。

3 P1の勤務体制は、夜勤を含む2交替の変形労働時間制(2週間単位で昼勤6 日、夜勤4日、休日4日。)であり、2組の昼勤及び夜勤の組合せは、以下のとお りであった。 曜日 A組

曜日 B組 昼 月 夜 火 昼 夜 水木金土 昼 休 |夜夜休休夜夜休昼 凮 昼 昼 一日月· 休 凮 火水 昼

昼 夜 昼 夜 昼 休 休 休

木金

土

昼勤は、所定の勤務時間が午前8時から午後6時までで、所定外の勤務時間が 午後8時までとなっており,残業が恒常化していた。休憩時間は,正午から午後1 時までとなっていた。

夜勤は、所定の勤務時間が午後8時から翌日の午前6時までで、所定外の勤務時 間が午前8時までとなっていたが,残業が恒常化していた。休憩時間は午前0時か ら午前1時、又は、午前1時から午前2時までとなっていた。

その他に昼夜とも、2時間毎に15分程度、1勤務3回程度の小休止があった が、その場に未処理の製品が残っていれば、休憩・仮眠時間にも作業を継続するこ とが多かった。

昼勤の作業は、6人1組となって行うため、個々人に対してノルマはなかった 班全体として作業を進めていく必要があり、できあがってくる製品をできるだ け早く処理して、製品が滞留しないようにする必要があった。また、P1の所属し ていた包装係は,作業の最終工程に位置付けられていたため,前工程で作業の遅れ が出た場合、品質事故が発見された場合、クレーム情報が入ってきた場合は、当初の業務予定を変更して、緊急の処理として、包装・搬出・納入などを行うということもあった。上司等から仕上がり状態や量についての指摘を受けることもあった。

で数の作業は、2人体制であり、屋勤と異なり、前記2の①ないし⑥のすべての作業を1人で行っていた。そして、翌朝にどれだけ製品が仕上がっているかによって夜勤における仕事量が一目して分かる状況であったため、全体の作業量自体は少 ないとしても、一人あたりにかかる作業分担は昼勤に比して大きかった。また、夜 勤の場合、2人体制であり、休暇を取ることは交替要員の確保など周囲の人に大きな迷惑を掛けることになるため、休暇が非常に取りにくい状況であった。実際にも、夜勤の交替勤務者が休むことはほとんどなかった。
6 P1が本件業務に従事していた場所は、京都工場と棟2階の作業場で、冷暖房

設備が完備されていたが、パイプ椅子が数個あり、中央に灰皿があるだけの喫煙用の休憩場所や食堂内に共通の喫煙所があったが、仮眠室や独立の休憩室はなく、横 になって仮眠できるようなスペースもなかった。なお、P1は、煙草は一切吸わな かった。

(死亡6か月前から2か月前までのP1の勤務状況について)

平成元年9月18日から同年10月17日まで(死亡6か月前の1か月間)の P1の勤務状況は、昼勤日数12日、夜勤日数10日、休日8日、総拘束時間26 3時間,総労働時間241時間,時間外労働時間65時間であった。

- 平成元年10月18日から同年11月16日まで(死亡5か月前の1か月間) のP1の勤務状況は、昼勤日数12日、夜勤日数8日、休日10日、総拘束時間2 37. 25時間, 総労働時間217. 25時間, 時間外労働時間53. 75時間で あった。
- 9 平成元年11月17日から同年12月16日まで(死亡4か月前の1か月間)のP1の勤務状況は、昼勤日数11日、夜勤日数8日、休日11日、総拘束時間2 25. 75時間, 総労働時間206. 75時間, 時間外労働時間30. 75時間で あった。
- 平成元年12月17日から平成2年1月15日まで(死亡3か月前の1か月 間)のP1の勤務状況は,昼勤日数6日,夜勤日数5日,休日19日,総拘束時間 128時間,総労働時間117時間,時間外労働時間15時間であった。なお、平 成元年12月29日から平成2年1月14日までの17日間において、P1は、 末年始の特別休暇(平成元年12月29日から平成2年1月4日) 3日及び14日の休務日並びに1月8日から12日までの有給休暇を取得した。 平成2年1月16日から同年2月14日まで(死亡2か月前の1か月間)の

P1の勤務状況は、昼勤日数12日、夜勤日数8日、休日10日、総拘束時間24 1時間,総労働時間221時間,時間外労働時間57時間であった。

(死亡1か月前から死亡当日までのP1の勤務状況について)

平成2年2月15日から同年3月16日までのP1の勤務状況は、以下のと おり、昼勤日数12日、夜勤日数8日、休日10日、総拘束時間232.5時間、総労働時間212.5時間、時間外労働時間56.5時間であった。

(平成2年) 昼夜勤・休務日 勤務時間帯 実労働時間

昼勤 2月15日 8時~19時 10時間 8時~20時30分 11時間30分

16日 昼勤 17日 昼勤 8時~20時 11時間

18日 休務日

```
19日
        昼勤
                   8時~20時45分 11時間45分
  2 1 日
        休務日
  22日
                   20時~翌8時
         夜勤
                                1 1 時間
  23日
        夜勤
                   20時~翌8時
                                1 1 時間
  24日
        夜勤明け休務日
  25日
        休務日
        夜勤
                   20時~翌8時
  26日
                                1 1 時間
                   20時~翌8時
  27日
        夜勤
                                1 1 時間
  28日
        夜勤明け休務日
3月
   1日
        年休
   2日
                   20時~翌8時
        昼勤
                                1 1 時間
   3日
                   8時~20時
                                11時間
        凮勤
   4日
        休務日
         昼勤
   5日
                   8時~20時
                                10時間
                                11時間15分
   6日
        昼勤
                   8時~20時15分
   7日
                   8時~19時
        昼勤
                                10時間
   8日
        夜勤
                   20時~翌8時
                                1 1 時間
   9日
                   20時~翌8時
                                1 1 時間
        夜勤
  10日
        夜勤明け休務日
  11日
        休務日
        夜勤
  12日
                   20時~翌8時
                                1 1 時間
                   20時~翌8時
  13日
        夜勤
                                1 1 時間
  14日
        夜勤明け休務日
  15日
        年休(感冒を理由とするもの)
  16日
         昼勤
                   8時~14時(死亡)
```

(P1の健康状態・症状等について)

P1は、昭和60年7月18日(当時50歳)の健康診断時に、労作性呼吸 困難を訴えた。血圧は120と70であった。一般健康診断個人票(乙12)の同日の欄には、ECG(心電図)希望との記載がある。P1の平成元年7月ころの体重は68キログラム(身長166センチメートル)で、準肥満状態で、準高脂血症 状態であった。

14 その後、P1は、平成2年1月上旬ころ、自転車通勤中に胸部不快感を感 じ、同月31日、花房病院で受診し、「3週間前より自転車で通勤しているが、胸 部圧迫がある。」という旨を訴えたところ、同院のPフ医師により、「心筋虚血 性・僧帽弁膜症の疑い」と診断された。血圧は100と50であった。また、P1 は、このころ、原告に対し、自転車で少し急いで走ったり、階段を上がるとき、胸がキューと締めつけられるように苦しくなるなどと話していた。 15 その後、P1は、平成2年2月1日及び2日、花房病院において各種検査を

受けたところ、以下のとおりの結果であった。

聴診上、心尖部にⅡ度の収縮期雑音。 (1)

胸部エックス線写真上、心胸比51、5パーセント、軽度の心拡張が認め られるが、肺血管の増強は認められない。

心電図上、心拍数毎分64拍、T波の増高が認められる。 (3)

血液検査CPK241 (正常値の1・5倍), CPK―MB14 (心筋変 (4) 化正常範囲)

総コレステロール202単位、リポ蛋白LDL465mg/dl、で正常 (5) 範囲内。準高脂血症状態。

なお、花房病院におけるP1に対する治療としては、初期にジゴシン、平成2年 2月28日までペルサンチン (冠動脈を広げ心筋への血液供給量を増やし、また血 小板の凝集機能や粘着性を抑えて血栓の発生を防ぐ作用を持つもの)が与えられ、 同年3月14日に亜硝酸剤フランドルテープ(冠動脈を広げて血液の流れをよく し、心筋への血液供給量を増やす作用を有する亜硝酸剤)が投与された。

16 P1は、平成2年2月8日及び同月21日にも花房病院で受診し、 同月28日にも同病院で再び受診した。血圧は同月8日が110と72、同月28 日が110と64であった。P1は、同月28日に受診した際、P7医師に対し、 「少し楽になった」と言っていた。

17 P1は、平成2年3月12日、朝からくしゃみや鼻汁が出たことから、出勤 する前に京都民医連中央病院で受診したところ、感冒と診断され、同病院の医師か ら感冒薬を与えられた(血圧93/54,体温35.9度)。その後、P1は、出動し、午後8時から翌午前8時まで夜勤に就いた。P1は、同日、原告に対し、

「風邪を引いた,しんどい,息苦しい」と訴えていた。

P1は、平成2年3月13日、夜勤明けで帰宅した後、京都民医連中央病院 で再び受診し,咽頭痛・関節痛を訴えたところ,同病院の医師から静脈注射を打た れた(血圧102/55, 体温36.4度)。その後、P1は、出勤し、前日同 様、午後8時から翌午前8時まで夜勤に就いた。

- 19 P1は、平成2年3月14日、自宅に帰ってきた後、夜勤明け休務日を利用して京都民医連中央病院で再度受診したところ、同病院の医師から再び感冒薬を投薬された。P1は、同日、花房病院でも受診し、胸部不快感を訴えたが、その際、 聴診上、心雑音が消失していたため、初診時の雑音は無害性雑音と判断され、左前 胸部にフランドルテープを貼付された。
- 20 P1は、平成2年3月15日、感冒を理由に本件会社を休んだ。P1は、原 告に対し、「風邪でしんどい」などと訴えており、この日は結局入浴ができなかっ た。
- P1は、平成2年3月16日午前7時55分ころに出勤し、定時の午前8時 2 1 には本件業務を開始した。P1は、正午からの昼休みに、たまたま出くわした同僚 であるP2に対し、「しんどい。胸が痛い。どこかいい医者おらんか」などと訴え ていた。
- P1は、同日午後1時から、作業の打合わせ、説明の後に、本件業務を再開した。その後、実働5時間を経過した午後2時ころ、包装作業に従事していたP8が、目の前の製品の包装を終えて、P1に対し、「品物を上げてくれ」などと言 たところ、P1が聞こえなかったのか上げなかったので、再度強い口調で言うと P1は、「そんなに言わんでも直ぐに上げる。ちょっと待ってくれ」などと返答し た。その直後、P1は、P8にもたれるような形で突然倒れた。

その後、P1は、駆けつけた産業医によって、心マッサージによる蘇生術が施さ れたが、間もなく同所において死亡した。P1の死因は、急性心筋梗塞であった。

(心筋梗塞症,不安定狭心症について) 22 心筋梗塞症とは,心臓に分布する冠動脈の循環障害により,心筋にある程度 以上の大きさの限局性心筋壊死を来すものであり、冠動脈の循環障害は、冠動脈硬 化部に発生した閉塞性血栓によって惹起される。

不安定狭心症とは、後記のとおり、狭心症の一型であり、心筋梗塞症への進展や 休止の危険性が高い症状であり、心筋梗塞症と不安定狭心症は、一括して急性冠症 候群と呼ばれる。急性冠症候群とは、心臓に分布する冠動脈の病態に着目した捉え 方であり、狭心症不安定化の主たる要因は、冠動脈の動脈硬化巣の粥腫の破裂に伴 う血栓形成とされており、冠動脈の病態から見て、不安定狭心症と急性心筋梗塞とはその発生順序が類似している。すなわち、血栓が形成され、血栓により冠動脈内腔が閉塞し、かつその性状が持続的であれば、心筋は壊死に陥り、急性心筋梗塞と なり, 一方, 血栓ができても完全な閉塞に至らず, 狭窄に留まっている場合や閉塞 が短時間で解消する場合は, 狭心症発作のみが起こり心筋壊死はほとんど起こら ず、不安定狭心症の状態になる。

- 23 狭心症の分類について、心筋の酸素の需給バランスに注目した場合には、労 作狭心症と安静時(自発性)狭心症に大別され、心筋梗塞症への移行のしやすさという点からは、安定性狭心症と不安定狭心症に分類される。不安定狭心症は、狭心症の中でも心筋梗塞症へ移行しやすい、又は、突然死を遂げる可能性が高い、危険な狭心症を示す概念であり、1~2か月以内に初めて発作などが生じる新規発現型 狭心症と、それまでの狭心症の発作がより軽い負荷で胸痛が出現するようになった 発作頻度が増加したり、発作の持続時間が延長したりすることの認められる増 悪型狭心症に大別される。
- 24 虚血性心疾患及び心筋梗塞症の危険因子としては、① 高コレステロール血 症,② 喫煙,③ 高血圧,④ 糖尿病,⑤ 家族歴,⑥ 肥満,⑦ 高尿酸血症,⑧ 年齢,⑨ストレス・A型性格,⑩ 運動不足,⑪ 男性,以上が主たる危 険因子としてあげられている。
- 以上の認定事実を基礎として、争点について更に証拠を検討する。
- 労働者災害補償保険制度の趣旨に鑑みれば、狭心症に罹患していた者が急性心 筋梗塞によって死亡した場合,その死亡が業務に起因するというためには,単に業 務が心筋梗塞の発症の原因の1つとなったというだけではなく、当該業務の遂行 が、その者にとって精神的、肉体的に過重負荷となり、それが、狭心症の自然的経

過を超えて増悪させ、又は、当該業務を遂行せざるを得ない状況にあったことから狭心症による治療の機会を喪失させるなどして、その死亡時期を早め、死の結果を招いたといえるなどその死亡と従事していた業務との間に相当因果関係がなければならない。

2 前記認定事実によると、P1の病状変化は、次のとおりであった。

(1) 昭和60年7月18日ころは、同日に実施された本件会社の健康診断の際に、労作性の呼吸困難を訴えてたことはあったが、それだけで当時のP1の症状を狭心症の症状(安定労作狭心症)と認めるのは困難である。P1は、高血圧の傾向はなかったが、すでに、準肥満体の体型で、準高脂血症の状態であった。(2) P1は、平成2年1月上旬の時点において、新規発現型労作狭心症を発症していたもので、それは、不安定狭心症の初期段階(Braunwalldの分類に

(2) P1は、平成2年1月上旬の時点において、新規発現型労作狭心症を発症していたもので、それは、不安定狭心症の初期段階(Braunwaldの分類によればクラス1B1の段階。心臓に原因を持つ一次性の不安定狭心症の、新しく起きた発作であり、最小限度の治療しか受けていない状態)であったといえる。この状態は、急性心筋梗塞に移行し易い状態であったもので、安静休養と適切な治療が必要な状態であった。

(3) P1は、その後、平成2年2月下旬ころ、安定化に向かう症状を示したが、同年3月14日ころ、狭心症により再び胸部の圧迫感を訴えるようになって、その症状が悪化し、P7医師から治療としてフランドルテープを胸部に貼付された。

(4) P1は、更に、同年3月12日ころから、感冒に罹患しており、同月12日、13日及び14日の3日間、京都民医連中央病院で受診し、感冒薬の投与を受け、15日は、そのために休暇を取得した。その後、P1は、平成2年3月16日午後2時過ぎころ、急性冠症候群(急性心筋梗塞)を発症して、間もなく同所において死亡した。

(2) しかしながら、P1が平成2年1月上旬に罹患した新規発現型労作狭心症は、心筋梗塞に移行し易いもので、しかも、P1は、準高脂血症等の心筋梗塞の危険因子も有していたもので、冠動脈硬化が徐々に進行するなどして、その狭心症が心筋梗塞に移行する危険性は相当あったものというべきである。

そして、本件業務の内容は、夜勤を含む交替制勤務ではあったが、夜勤明けは、 1日又は2日の休養時間が確保されていたもので、更に、労働時間は、平成元年9月から平成2年3月まで、1か月当たりの所定外労働時間は、平成元年年月18日からの1か月が65時間であるほかは、60時間を超えた期間はなく、47日から1か月間が30.75時間であり、更に、死亡前8日間に4日間の休日であり、更に、死亡前8日間に4日間の休日が、100年間であり、その間特に勤務シフトに変更はなく、スケジュールがな本件業務に従事しており、その間特に勤務シフトに変更はなく、スケジュールどおり実施されていたもので、P1の死亡前1週間におけるP1の労働時間は27時間に過ぎず、死亡前日は1日休んでいる。以上に鑑みれば、P1が本件業務に従事したことにより、P1に精神的・身体的ストレスが過重にかかっていたとまではいうことはできない。

また、夜勤が人間の生体リズム・生活リズムを狂わせ、その結果、心臓血管系の 障害を引き起こすか否かについては、それを肯認する上記の専門検討会報告書もあ り、その可能性はあるが、前記の判断を左右するまでのものとは認められない。

- (3) このようにみてくると、P1は、狭心症からその病状の自然の悪化により 心筋梗塞に移行して死亡した可能性が強く、本件業務の遂行が、P1にとって、精 神的・肉体的に過重負担となり、狭心症の自然的経過を超えて増悪させ、死の結果 を招いたものと認めることはできない。
- (4) 次に、P1は、平成2年1月上旬に不安定狭心症の1つである新規発現型 労作狭心症を発症し、前記のとおり、心筋梗塞に移行する危険があったものである から、むしろ、この時点で安静加療すべき状態であったもので、その後に、P1が 本件業務を継続したことが、その治療、安静の機会を喪失させたもので、それによ ってP1が死亡するに至ったのではないかが問題になる。 しかし、平成2年1月又は2月に、P1が花房病院を受診した際、直ちに入院・

しかし、平成2年1月又は2月に、P1が花房病院を受診した際、直ちに入院・治療が必要であるとか、絶対安静にするため本件業務に就くことは控えるようにとの指示を受けたことを認めるに足りる証拠はなく、前記認定事実と本件各証拠に照らせば、平成2年2月28日の時点において、P1の不安定狭心症の症状は同年1月下旬ころと比較するとやや落ち着いており、安定化に向かう兆候もあったこと、同年1月下旬以降、P7医師による一応の治療を受けており、しかも休日も取得したことが認められ、同年1月下旬ないしそれに近接する時点において、P1は、直ちに入院、治療をするか、少なくとも連続休暇を取得すべきであったとまでは、本件各証拠上、認められない。

- (5) 以上のとおり、いずれにしても、本件各証拠を検討しても、P1の死亡が本件業務に起因するものとは認め難く、これを認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。
- 三 以上の次第であり、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却すべきであり、訴訟費用の負担につき行訴法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第3民事部 裁判長裁判官 八木良一 裁判官 古谷恭一郎 裁判官 谷田好史